

# 議会役職任期意見

令和7年11月6日

東員町議会議長 南部 豊 様

東員町議会議員 大崎昭一

議会役職任期（議長・副議長・監査委員）

- 従来通りの1年任期
- 来年度（R8年）から2年任期
- 改選時（R10年）から2年任期

## 選択理由

- 東員町議会申し合せ事項は、「議長及び副議長、監査委員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない」とある（議員ハンドブック109頁、111頁）。
- 本町議会は昭和29年以来永年にわたり議会運営を遂行し、役職を担当した先輩議員各位はその責務を担い、二元代表制の一方の機関として、町政発展のために、十分に重責を果たしてこられた。
- 議会・議員の仕事は町民の福祉に資することが本旨であり、議会制民主主義に則り、真摯に運営すれば、必要な議会改革について、現行の一年任期制度が、阻害することは何一つない。
- 今やるべきことは、議会改革をすべき事がらを出し合い、その課題を共有し、議員間の自由闊達な討論を通して検証し、合意形成を図ることである。
- やるべきことはまず議会活動の内容を見つめ、点検することである。
- 制度変更の議論はそのあとのテーマである。
- 本期議会は、残余の7年度、8年度、9年度は合意形成の期間とし、その内容を見つめ、点検し、制度変更しなくともできる課題から改革に着手する。
- 公正・民主・自由闊達な討議を積み上げ「議会運営の在り方」を合意形成して集約し、9年度後半時期には成文化して、文書で10年度改選の新年度議会（議会事務局）に申し送る。
- 議会内部運営であり急ぐことはない。拙速は禍根を残す。慎重審議すべきである。